

# 「こども保険」の導入

～世代間公平のための新たなフレームワークの構築～

平成29年3月

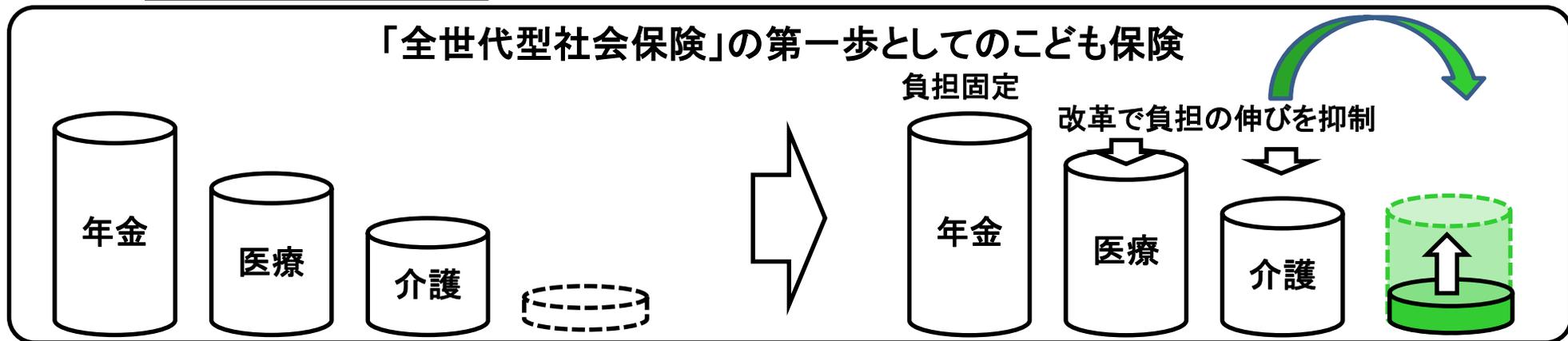
2020年以降の経済財政構想小委員会

# こども保険の導入 ～世代間公平のための新たなフレームワークの構築～

## 1. 目的

- (1) 年金、医療、介護には社会保険があるが、喫緊の課題である子育てに社会保険がない
  - 「全世代型社会保険」の第一歩として、子どもが必要な保育・教育等を受けられないリスクを社会全体で支える「こども保険」を創設
- (2) 世代間公平実現のために、社会保険料を横断的に議論する新たなフレームワークを設定
  - 医療・介護の給付改革とこども保険のための財源確保を同時に進める
  - 真の「全世代型社会保障」を実現していく

### 「全世代型社会保険」の第一歩としてのこども保険



## 2. 仕組み

- (1) まず、保険料率0.1%で創設(約3,400億円)。こども保険給付金を創設。例えば、小学校入学前の子ども(約600万人)の児童手当を月5千円上乗せし、幼児教育・保育の負担を軽減。
- (2) 医療介護の給付改革を徹底的に進めつつ、保険料率0.5%に拡大(約1.7兆円)。例えば、小学校入学前の子ども(約600万人)の児童手当を月2.5万円上乗せし、幼児教育・保育を実質無償化。

# こども保険の制度設計案

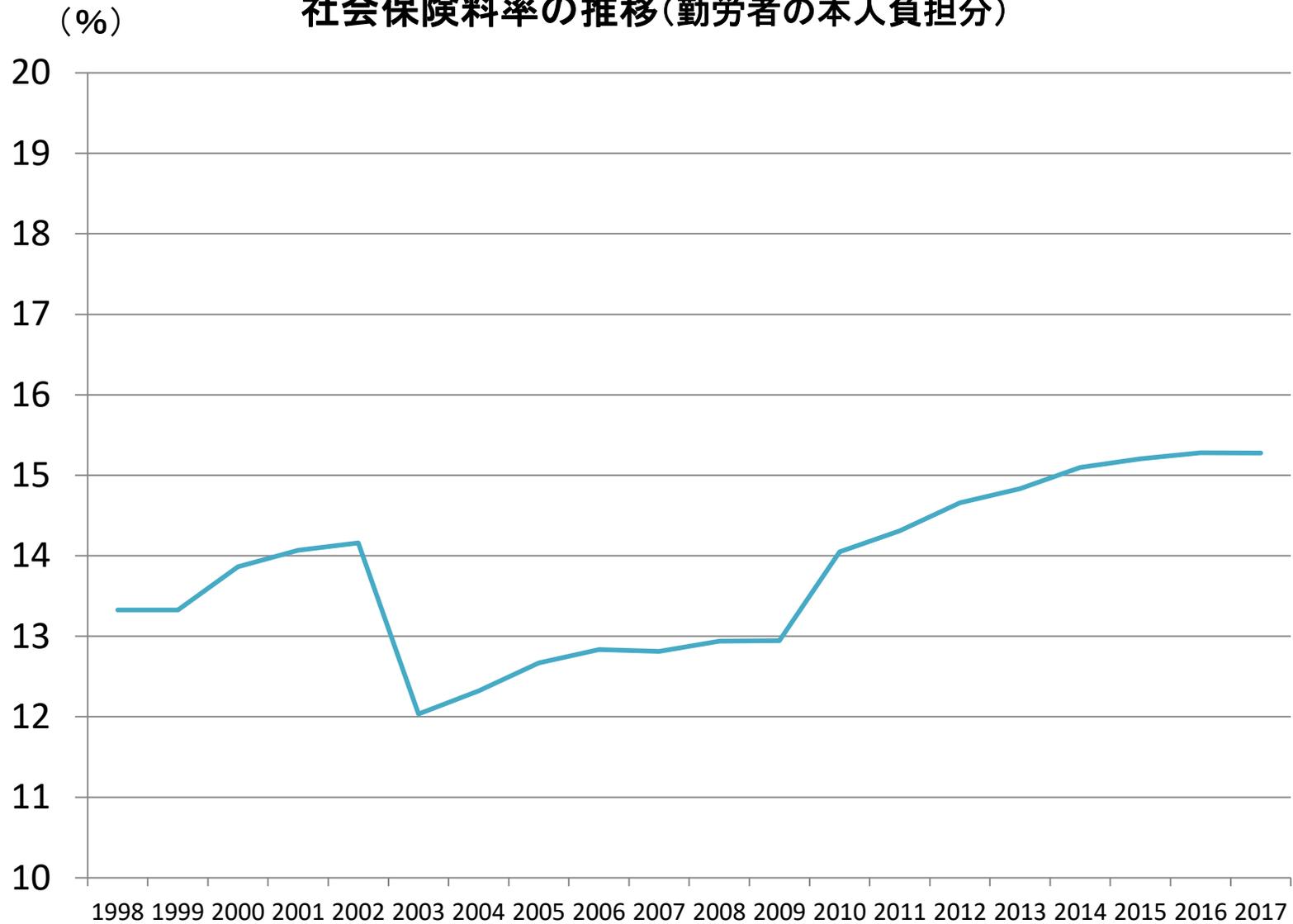
	保険料率0.1%案	保険料率0.5%案	保険料率1.0%案
保険料率	勤労者0.1% 事業者0.1% ※国民年金加入者は月160円程度	勤労者0.5% 事業者0.5% ※国民年金加入者は月830円程度	勤労者1.0% 事業者1.0% ※国民年金加入者は月1,670円程度
財源規模	約3,400億円 (未就学児1人あたり月5,000円相当)	約1.7兆円 (未就学児1人あたり月2万5,000円相当)	約3.4兆円 (未就学児1人あたり月5万円相当)
用途例	<p style="color: red;">幼児教育・保育の負担軽減</p> 小学校入学前の子ども(約600万人)に対し、児童手当を1人当たり月5千円加算 (バウチャーもあり得る)	<p style="color: red;">幼児教育・保育の実質無償化</p> 小学校入学前の子ども(約600万人)に対し、児童手当を1人当たり月2万5千円加算 (バウチャーもあり得る)	<p style="color: red;">幼児教育・保育の実質無償化</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p style="color: red;">より踏み込んだ政策 (第一子に対する支援強化等)</p>
	<p style="color: red;">待機児童ゼロ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等の受け皿拡大(現在の待機児童は推計約9万人)</li> <li>・年収360万円以下世帯の保育料を完全無償化 等</li> </ul>		

## こども保険と他の社会保険の比較

	社会保険の目的
年金保険	長寿生活に伴うリスクを社会全体で支える
健康保険	全ての国民の疾病やけが等のリスクを社会全体で支える
介護保険	高齢者が要介護状態になるリスクを社会全体で支える
こども保険	子どもが必要な保育・教育等を受けられないリスクを社会全体で支える

# 現役世代の負担する社会保険料の推移

## 社会保険料率の推移(勤労者の本人負担分)



## 社会保険料率の推移

年度	厚生年金	医療保険 (協会けんぽ)	介護保険 (協会けんぽ)	雇用保険	合計 (本人負担分) ※事業主負担分 も同率	合計 (本人負担+事業 主負担)
1998	8.675	4.250		0.400	13.325	26.650
1999	8.675	4.250		0.400	13.325	26.650
2000	8.675	4.250	0.540	0.400	13.865	27.730
2001	8.675	4.250	0.545	0.600	14.070	28.140
2002	8.675	4.250	0.535	0.700	14.160	28.320
2003	6.790	4.100	0.445	0.700	12.035	24.070
2004	6.967	4.100	0.555	0.700	12.322	24.644
2005	7.144	4.100	0.625	0.800	12.669	25.338
2006	7.321	4.100	0.615	0.800	12.836	25.672
2007	7.498	4.100	0.615	0.600	12.813	25.626
2008	7.675	4.100	0.565	0.600	12.940	25.880
2009	7.852	4.100	0.595	0.400	12.947	25.894
2010	8.029	4.670	0.750	0.600	14.049	28.098
2011	8.206	4.750	0.755	0.600	14.311	28.622
2012	8.383	5.000	0.775	0.500	14.658	29.316
2013	8.560	5.000	0.775	0.500	14.835	29.670
2014	8.737	5.000	0.860	0.500	15.097	30.194
2015	8.914	5.000	0.790	0.500	15.204	30.408
2016	9.091	5.000	0.790	0.400	15.281	30.562
2017	9.150	5.000	0.825	0.300	15.275	30.550

(注1) 医療保険の保険料率については、各年度の10月時点の保険料率。(注2) 2009年度以降の医療保険の保険料率については各都道府県の保険料率の平均値。  
(注3) 介護保険料率については、第2号被保険者の保険料率。(注4) 厚生年金保険料については、各年度の10月時点の保険料率。2003年度より、現行の標準報酬月額に加え、賞与分も含めて賦課する総報酬制を導入。(注5) 雇用保険料率については、失業等給付に係る分。

# (参考) 社会保障に係る費用の将来推計の改定について(平成24年3月)

制度	平成24年度 (2012)	平成27年度 (2015)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
年金				
国民年金	月額14,980円	月額16,380円 (平成16年度価格(注2))	月額16,900円 (平成16年度価格(注2))	月額16,900円 (平成16年度価格(注2))
厚生年金	保険料率 16.412%(~8月) 16.766%(9月~)	保険料率 17.474%(~8月) 17.828%(9月~)	保険料率18.3%	保険料率18.3%
医療				
国民健康保険(2012年度賃金換算)	月額7,600円	月額8,100円程度	月額8,800円程度	月額9,300円程度
協会けんぽ	保険料率10.0%	保険料率10.8%程度	保険料率10.9%程度	保険料率11.1%程度
組合健保	保険料率8.5%	保険料率9.2%程度	保険料率9.2%程度	保険料率9.4%程度
後期高齢者医療(2012年度賃金換算)	月額5,400円	月額5,800円程度	月額6,200円程度	月額6,500円程度
介護				
第1号被保険者(2012年度賃金換算)	月額5,000円	月額5,700円程度	月額6,900円程度	月額8,200円程度
第2号被保険者 (国民健康保険、2012年度賃金換算)	月額2,300円	月額2,700円程度	月額3,300円程度	月額3,900円程度
第2号被保険者(協会けんぽ)	保険料率1.55%	保険料率1.8%程度	保険料率2.3%程度	保険料率3.1%程度
第2号被保険者(組合健保)	保険料率1.3%	保険料率1.5%程度	保険料率1.9%程度	保険料率2.5%程度

2025年の  
勤労者負担

年金  
9.15%

医療  
5.55%

介護  
1.55%

前提: 人口「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」出生中位・死亡中位 経済「経済財政の中長期試算(平成24年1月)」慎重シナリオ

注1: この数値は2011年6月「社会保障に係る費用の将来推計」を元として、人口及び経済の前提の変化等による修正を加えた上で、所要保険料財源の総額などから算出したものであり、特に医療・介護については、

- ①これが実際の将来の個人の保険料(率)水準を表したものではないこと(各保険者によっても将来の保険料(率)は異なる)
- ②前提等により値が変わることなどに留意し、一定程度の幅をもって見る必要がある。

注2: 平成25年度以降の国民年金保険料は、平成16年度価格水準で示された月額であり、実際の保険料額は物価及び賃金の変動を反映して決定することとされている。

注3: 「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

(ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない)

注4: 厚生年金、協会けんぽおよび組合健保の保険料率は、本人分と事業主負担分との合計である。

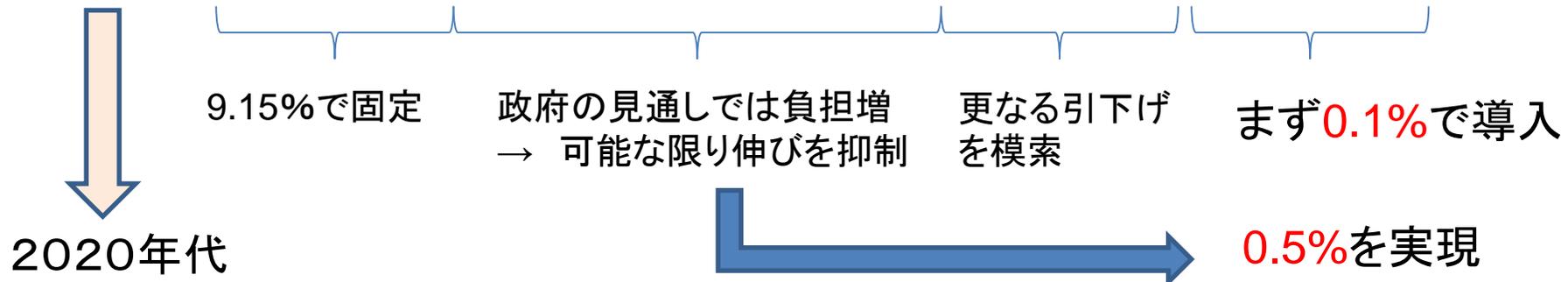
注5: 平成24(2012)年度の介護第1号被保険者の保険料額は第5期平均見込み値である。

## こども保険の導入と世代間公平の実現

- 厚生年金保険料は、平成29年(2017年)9月に9.15%で固定。
  - 雇用保険料は、平成28年度と平成29年度に、0.1%ずつ引下げ。
  - 医療介護の保険料の伸びを抑制できれば、現役世代はこども保険料を負担可能。
- **高齢者の世代内格差にも十分配慮しつつ、医療介護の給付改革を行い、全世代型社会保障を実現**

### 勤労者の社会保険料(本人負担分)

年度	厚生年金	医療保険 (協会けんぽ)	介護保険 (協会けんぽ)	雇用保険	こども保険	合計 (本人負担分)
2013	8.560	5.000	0.775	0.500		14.835
2014	8.737	5.000	0.860	0.500		15.097
2015	8.914	5.000	0.790	0.500		15.204
2016	9.091	5.000	0.790	0.400		15.281
2017	9.150	5.000	0.825	0.300		15.275



今後は、現役世代の社会保険料を**横断的に議論**するフレームワークを設定し、  
 社会保障給付における**世代間公平の確保**を目指す。  
 こども保険を導入すれば、**医療介護の改革をより加速するインセンティブ**となる。

## こども保険・消費税・教育国債の比較

	こども保険	消費税	教育国債
負担	<p>勤労者と企業</p> <p>→ 高所得者や企業に応分の負担を求めることができる (逆進的ではない)</p>	<p>全ての国民</p> <p>→ 低所得者の負担が重い (逆進的である)</p>	<p>負担の先送り</p> <p>→ 将来世代の負担が増える</p>
使途	<p>新たな財源を全額、子育て支援に回すことができる</p>	<p>消費税10%までは使途が決まっている</p>	<p>一般会計で管理する場合、子育て以外に使用される恐れ</p>
納得感	<p>給付と負担の関係が明確</p>	<p>社会保障目的財源とは言え、何に使われているか見えにくい</p>	<p>一般会計で管理する場合、何に使われているか見えにくい</p>
経済・財政への影響	<p>保険料率が低い限り、経済への影響は少ない</p> <p>財政再建目標と整合的</p>	<p>負担増が目に見えるため、必ず消費に悪影響を及ぼす</p>	<p>国債発行が拡大するため、財政再建目標の実現が困難になる</p>

# 參考資料

## 少子化対策の考え方

究極的な政策目標

少子化対策  
(出生率の回復)

子育て支援の強化は、  
少子化対策としても大  
きなメッセージ

子育て支援  
(子育て世帯の支援)

課題

考えられる対策

未婚化・晩婚化

低所得の若年世代への支援、非正規労働対策、妊活支援、住居保障 等

子育て世代の負担

保育の受け皿の拡大、保育士の待遇改善、ベビーシッター支援、所得税改革 等

家族の助け合い

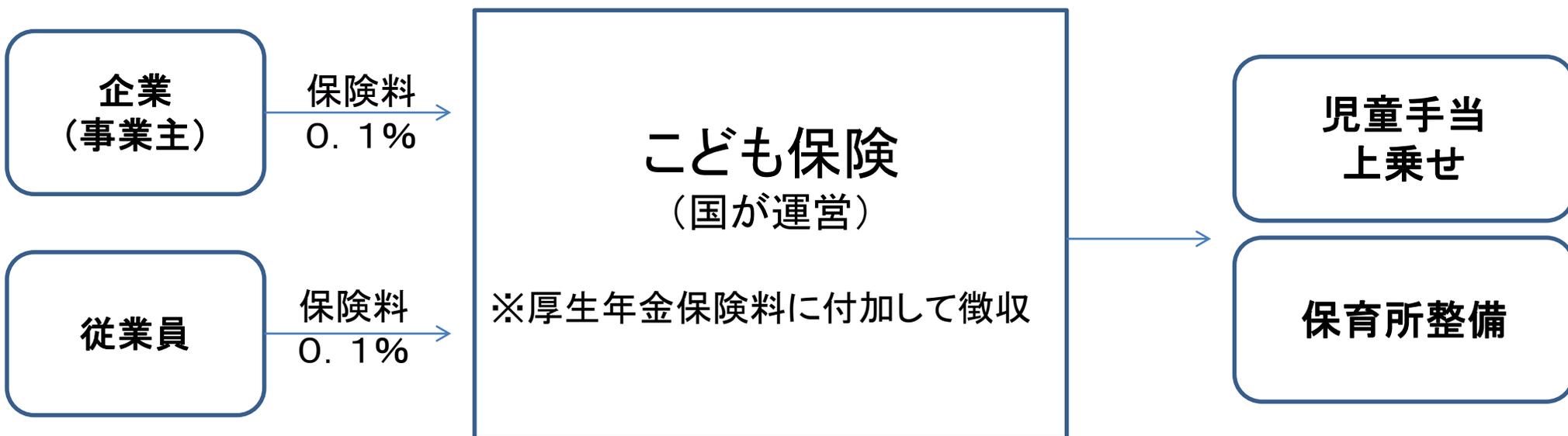
三世代近居、男性の育児支援、働き方改革、結婚観の見直し 等

○究極的には、子育て世代の資金、時間、精神的な余裕の確保が大事。

○このためには、国の本気度が分かる政策により、明確なメッセージを出す必要。

## こども保険 保険料率0.1%案

- 子育てを社会全体で支え合う仕組み。
- 当面、保険料率0.2%(事業主0.1%、勤労者0.1%)で創設。財源規模は約3400億円。
- 未就学児の児童手当の上乗せ等により、幼児教育・保育の負担を軽減。



※国民年金加入者の場合は  
月160円を国民年金保険料に付加して徴収

※国家公務員、地方公務員、私立学校教職員の場合は  
0.1%分を共済掛金に付加して徴収

**幼児教育・保育の負担軽減  
待機児童ゼロ**

## こども保険 保険料率0.5%案

- 現役世代の社会保険料負担を抑制すべく、医療介護の給付改革に徹底的に取り組む。
- こうした改革にメドが立ったところで、将来的に保険料率を1%(事業主0.5%、勤労者0.5%)に引き上げることを検討。財源規模は約1.7兆円。
- 未就学児の児童手当を抜本拡充することで、幼児教育・保育を実質的に無償化。

企業  
(事業主)

保険料  
0.5%

こども保険  
(国が運営)

児童手当  
上乗せ

未就学児の  
子育て世帯

従業員

保険料  
0.5%

※厚生年金保険料に付加して徴収

※国民年金加入者の場合は  
月830円を国民年金保険料に付加して徴収

※国家公務員、地方公務員、私立学校教職員の場合は  
0.5%分を共済掛金に付加して徴収

**幼児教育・保育を  
実質的に無償化**

## こども保険給付金の制度設計(案)

- 現行の児童手当に加え、小学校就学前の児童に、こども保険給付金を上乗せ支給。
  - 月5千円上乗せの場合、所要財源は約3,600億円(約600万人×年間6万円)
  - 月2万5千円上乗せの場合、所要財源は約1.8兆円(約600万人×年間30万円)
- 小学校就学前の幼児教育・保育を実質的に無償化。

**未就学児童 約600万人に対し、  
一人あたり月2万5千円を加算**

	現行の児童手当
0～3歳未満	一律1万5千円
3歳～ 小学校修了 まで	第1子・第2子:1万円 第3子以降:1万5千円
中学生	一律1万円
所得制限 以上	一律5千円



	児童手当 +こども保険給付金
0～3歳未満	<b>一律4万円</b>
3歳～ 小学校入学 まで	第1子・第2子: <b>3万5千円</b> 第3子以降: <b>4万円</b>
所得制限 以上	<b>一律3万円</b>

(参考1) 保育園における児童1人当たりの平均保育料: 約2～3万円(月)

(参考2) 幼稚園における児童1人当たりの平均保育料: 公立約1万円(月)、私立約2.5万円(月)

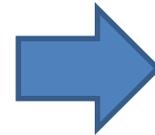
## こども保険の負担イメージ①勤労者の保険料率0.1%の場合

### 30代・年収400万円・子ども二人世帯

標準報酬月額 24万円

厚生年金保険料	2.2万円
健康保険料	1.2万円
雇用保険料	960円
こども保険料	240円
社会保険料の合計	3.5万円

従業員の負担する保険料率は、厚生年金保険料9%、健康保険料5%、介護保険料0.8%、雇用保険料0.4%、こども保険料0.1%とする。



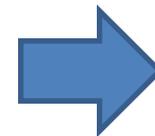
**年収400万円の世帯は  
月240円だけ負担増**

### 50代・年収800万円・子ども二人世帯

標準報酬月額 50万円

厚生年金保険料	4.5万円
健康保険料	2.5万円
介護保険料	4000円
雇用保険料	2000円
こども保険料	500円
社会保険料の合計	7.7万円

子どもが高校生の場合は児童手当はない



**年収800万円の世帯に  
月500円の負担増**

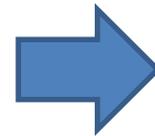
## こども保険の負担イメージ②勤労者の保険料率0.5%の場合

### 30代・年収400万円・子ども二人世帯

従業員の負担する保険料率は、厚生年金保険料9%、健康保険料5%、介護保険料0.8%、雇用保険料0.4%、こども保険料0.5%とする。

標準報酬月額	24万円
厚生年金保険料	2.2万円
健康保険料	1.2万円
雇用保険料	960円
こども保険料	1200円
社会保険料の合計	3.6万円

児童手当: 子ども二人 × 1.5万円 = 3万円  
こども保険給付金: 子ども二人 × 2.5万円 = **5万円**  
(子どもが0歳と2歳の場合)

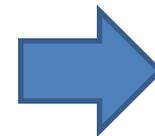


**年収400万円の世帯は  
月1200円の負担が増えるが  
児童手当が5万円も増える**

### 50代・年収800万円・子ども二人世帯

標準報酬月額	50万円
厚生年金保険料	4.5万円
健康保険料	2.5万円
介護保険料	4000円
雇用保険料	2000円
こども保険料	2500円
社会保険料の合計	7.8万円

子どもが高校生の場合は児童手当はない



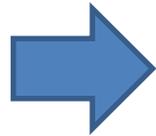
**年収800万円の世帯に  
月2500円の負担をお願いし  
子育て世代を応援する**

## こども保険の負担イメージ③事業者の保険料率0.1%の場合

### 平均年収400万円の中小企業(従業員10名)

標準報酬月額 24万円

厚生年金保険料	2.2万円
健康保険料	1.2万円
介護保険料	1920円
雇用保険料	1680円
子ども・子育て拠出金	480円
<b>こども保険料</b>	<b>240円</b>
社会保険料の合計	3.8万円



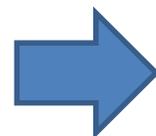
**従業員1人当たりの社会保険料:  
月240円だけ負担増**

(従業員10名の場合、2400円の負担増)  
→中小企業の負担は比較的軽微

### 平均年収800万円の大企業(従業員1000名)

標準報酬月額 50万円

厚生年金保険料	4.5万円
健康保険料	2.5万円
介護保険料	4000円
雇用保険料	3500円
子ども・子育て拠出金	1000円
<b>こども保険料</b>	<b>500円</b>
社会保険料の合計	7.9万円



**従業員1人当たりの社会保険料:  
月500円だけ負担増**

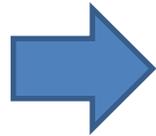
(従業員1000名の場合、50万円の負担増)  
→大企業により重い負担をお願いする

## こども保険の負担イメージ④事業者の保険料率0.5%の場合

### 平均年収400万円の中小企業(従業員10名)

標準報酬月額 24万円

厚生年金保険料	2.2万円
健康保険料	1.2万円
介護保険料	1920円
雇用保険料	1680円
子ども・子育て拠出金	480円
<b>こども保険料</b>	<b>1200円</b>
社会保険料の合計	3.9万円



**従業員1人当たりの社会保険料:  
月1200円だけ負担増**

(従業員10名の場合、1万2千円の負担増)  
→中小企業の負担は比較的軽微

### 平均年収800万円の大企業(従業員1000名)

標準報酬月額 50万円

厚生年金保険料	4.5万円
健康保険料	2.5万円
介護保険料	4000円
雇用保険料	3500円
子ども・子育て拠出金	1000円
<b>こども保険料</b>	<b>2500円</b>
社会保険料の合計	8.1万円



**従業員1人当たりの社会保険料:  
月2500円だけ負担増**

(従業員1000名の場合、250万円の負担増)  
→大企業により重い負担をお願いする

## こども保険の財源規模①保険料率0.1%の場合

### 1. 厚生年金

○保険料総額(平成26年度):26.3兆円

○保険料率(平成26年度):17.4%

→ 0.2%分の保険料総額:約3000億円

### 2. 国民年金

○保険料総額(平成26年度):1.6兆円

○保険料額:15250円(月額)

→ 月額150円の保険料総額:約160億円

### 3. 国家公務員共済

○保険料総額(平成26年度):1.1兆円

○保険料率(平成26年度):16.9%

→ 0.1%分の保険料総額:約60億円

### 4. 地方公務員共済

○保険料総額(平成26年度):3.1兆円

○保険料率(平成26年度):16.9%

→ 0.1%分の保険料総額:約180億円

**合計 約3,400億円**

※試算の前提は平成26年度の標準報酬月額。足下では、3年連続で2%超の賃上げが進むなど雇用環境が改善しているため、実際の保険料収入は上記より上振れする可能性が高い。

## こども保険の財源規模②保険料率0.5%の場合

### 1. 厚生年金

○保険料総額(平成26年度):26.3兆円

○保険料率(平成26年度):17.4%

→ 1%分の保険料総額:1.5兆円

### 2. 国民年金

○保険料総額(平成26年度):1.6兆円

○保険料額:15250円(月額)

→ 月額800円の保険料総額:0.08兆円

### 3. 国家公務員共済

○保険料総額(平成26年度):1.1兆円

○保険料率(平成26年度):16.9%

→ 0.5%分の保険料総額:0.03兆円

### 4. 地方公務員共済

○保険料総額(平成26年度):3.1兆円

○保険料率(平成26年度):16.9%

→ 0.5%分の保険料総額:0.09兆円

合計 1.7兆円

※試算の前提は平成26年度の標準報酬月額。足下では、3年連続で2%超の賃上げが進むなど雇用環境が改善しているため、実際の保険料収入は上記より上振れする可能性が高い。

## 議論の経緯①:『ルールからの解放』

○昨年4月に『ルールからの解放』を公表。全世代に対する安心の基盤の再構築を提言。

### 『ルールからの解放』の主要メッセージ

22世紀に向け、2020年以降を日本の「第2創業期」と捉え、この国のかたちを創り直す。

「20年学び、40年働き、20年休む」という、戦後の一本道の「ルール」が、閉塞感の原因。政治が、その「ルール」をぶっ壊していく。もっと自由に生きていける日本を創るために。

政治が用意した一つの生き方に個人が合わせるのではなく、個人それぞれの生き方に政治が合わせていく。このために、働き方・教育の位置づけや、社会保障のあり方を見直す。

真に困った人を助ける全世代に対する安心の基盤の再構築は、小さなチャレンジや新しい人生の選択の支えになる。

子育て世代の負担を減らし、現役世代を増やしていくことで、日本社会全体の生産性を高め、人口減少しても持続可能な社会保障になる。

## 2020年以降の「第2創業期」に向けた議論の経過

### 3. 安心の基盤(社会保障)の再構築

#### (1) 真に困っている人のための社会保障

高齢世代だけでなく、現役世代で困っている人のための社会保障を充実させる。

近年、子育ての負担や、子どもの貧困など、現役世代の中にも、社会保障で支援すべき層が拡大している。このため、高齢世代に加え、現役世代にも、勤労へのインセンティブを重視しつつ、しっかりした支援を行うことが重要である。

今後の社会保障では、諸外国の例にも学び、所得等が低く、真に「困っている方」を特定し、重点的かつ費用対効果の高い支援を行う仕組みを整備する必要がある。また、必要な給付の財源については、現役世代だけでなく、全ての世代が負担能力に応じて公平に負担することが重要である。

#### (2) 長生きがリスクとならない長寿社会

人生100年時代でも、誰もが最期まで生きがいを持って暮らすために、高齢になってもアクティブに生きていける環境づくりを進める。

一方で、公的年金制度を継続することで、長生きのリスクもカバーする。そのために、高齢者を一律に弱者とみなして給付するのではなく、所得・資産が低く、真に支援が必要な高齢者に対し、充実した給付を行う仕組みとする必要がある。

#### (3) 自助努力へのインセンティブ

万が一の際のセーフティネットは整備したうえで、社会保障を使うインセンティブではなく、使わないインセンティブを提供する。病気の予防や、老後でも働く意向を持つ人への就労サポートを通じて、健康寿命の延伸を目指す。

今後の社会保障では、自己決定が尊重され、自立出来る方の自助を評価・応援する必要がある。例えば、今後は病気の治療ではなく予防に重点を置き、健康であることに適切なインセンティブを用意することで、公正かつ持続可能な社会保障制度のもと、社会全体として安定的に健康寿命を延ばすことが可能になる。

老後の生活保障でも、健康で働く意欲のある方には就労を支援したり、若い頃から老後の生活資金に向けた積立てを支援したりするなど、可能な限り自助を後押しする必要がある。

さらに、現役世代への社会保障は、学び直しや就労への支援を中心として、自助を応援していくことが求められる。

## 議論の経緯②:『人生100年時代の社会保障へ』

○昨年10月に『人生100年時代の社会保障へ』を公表。2020年以降の社会保障改革を提示。

### 『人生100年時代の社会保障へ』の主要メッセージ

2020年以降は「人生100年を生きる時代」になる。

これからの社会保障は、いろいろな「人生のルール」に対応していく必要がある。  
多様な生き方を選ぶことがリスクにならない社会を実現する。

#### ①第二創業期のセーフティーネット ～勤労者皆社会保険制度の創設～

いかなる雇用形態であっても、企業で働く方は全員、社会保険に加入出来るようにする。

#### ②人生100年型年金 ～年金受給開始年齢の柔軟化～

年金制度を、「長く働くほど得をする仕組み」へと改革する。

#### ③健康ゴールド免許 ～自助を促す自己負担割合の設定～

健康維持に取り組んできた方が病気になった場合は、自己負担を低くする。  
また、湿布薬やうがい薬など軽微なリスクは公的保険から外すべき。

## 2020年以降の年金制度改革

### ①年齢ではなく負担能力に応じた負担

- － 高所得の高齢者に対する公的年金等控除の縮減

### ②中長期的に必要な改革の方向性

- － 支給開始年齢の引上げについての議論をただちに開始すべき

## 2020年以降の医療介護制度改革

### ①小さなリスクは自己負担。大きなリスクは公的保険。

- － 受診時定額負担の導入
- － 市販品類似医薬品の公的保険からの除外
- － 医薬品の種類に応じた自己負担割合の設定
- － 軽度者に対する保険給付(特に生活援助サービスや福祉用具貸与等)の見直し

### ②年齢ではなく負担能力に応じた負担

- － 高額療養費・高額介護サービス費の自己負担上限の見直し
- － 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の廃止
- － 介護納付金への総報酬割の導入